

鳥取県若者地域定着促進事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、鳥取県若者地域定着促進事業費補助金交付要綱（平成28年3月30日鳥取県元気づくり総本部長通知。以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、鳥取県若者地域定着促進事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

本事業は、若者の地域への定着を促進するため、市町村・大学・民間事業者・地域等が連携し空き家等を活用して行う、大学生等の若者が共同して居住するための住居（以下「シェアハウス・ルームシェア」という。）、若者等が宿泊滞在できる簡易的な宿舎（以下「ゲストハウス」という。）の整備による若者の地域社会・地域課題に関わる場づくりを支援することを目的とする。

第3 定 義

この要領において、用語の定義は、鳥取県若者地域定着促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによる。

第4 事業内容

本事業に係る補助金の補助対象経費、補助率、限度額等は、要綱別表に定めるとおりとする。

第5 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、要綱別表に掲げる者とする。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第6 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。なお、以下に記載する地域づくり推進部東部地域振興事務所、各総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターを総称して「総合事務所等」という。

1 交付申請

(1) 市町村が補助事業を行う場合

(ア) 市町村長は、要綱第5条第2項に係る計画書類（以下「計画書」という。）（要綱様式第1号及び第2号）を作成し、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条に係る様式第1号の申請書とともに別表のとおり各総合事務所長等（以下「所長等」という。）に提出するものとする。

(イ) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町村長に交付決定通知（要綱様式第3号）を行うものとする。

(2) 間接補助の場合

(ア) 事業実施主体は、計画書（要綱様式第1号及び第2号）を作成し、当該事業実施地を管轄する市町村長に提出するものとする。

(イ) 市町村長は、(ア)により提出された計画書を適当と認めるときは、規則第5条に係る様式第1号を作成し、(ア)の計画書とともに別表のとおり各総合事務所長等（以下「所長等」という。）に提出するものとする。

(ウ) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町村長に交付決定通知（要綱様式第3号）を行うものとする。

2 実績報告

(1) 市町村が補助事業を行う場合

(ア) 市町村長は、要綱第12条第2項に係る報告書類（以下「報告書」という。）（要綱様式第1号及び第2号）を作成し、規則第17条に係る様式第5号とともに別表のとおり所長等に提出するものとする。

(イ) 所長等は、報告の内容が適当と認めるときは、市町村長に額の確定通知を行うものとする。

(2) 間接補助の場合

(ア) 事業実施主体は、報告書（要綱様式第1号及び第2号）を作成し、交付申請した市町村長に提出するものとする。

(イ) 市町村長は、(ア)により提出された報告書を適当と認めるときは、規則第17条に係る様式第5号を作成し、(ア)の報告書とともに別表のとおり所長等に提出するものとする。

(ウ) 所長等は、報告の内容が適当と認めるときは、市町村長に額の確定通知を行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 地区	2 該当市町	3 提出先
東 部	鳥取市、岩美町	地域づくり推進部東部地域振興事務所
八 頭	八頭町、若桜町、智頭町	地域づくり推進部東部地域振興事務所
中 部	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、 琴浦町、北栄町	中部総合事務所地域振興局
西 部	米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町	西部総合事務所地域振興局
日 野	日南町、日野町、江府町	西部総合事務所日野振興センター日野振興局